

# しもつがの「まなびのWA！」

令和7年 10月3日

「WA！」には、輪、和、話、環などの意味合いを含め、管内の学校や教職員のつながり、温かい交流、情報交換の広がりなどをイメージしています。

## 第2号

発行：栃木県教育委員会事務局下都賀教育事務所

### 定年の段階的引上げ及び再任用制度について

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行により、定年が段階的に65歳まで延長されました。令和7年9月現在、下都賀地区では39名の方（年度末61歳）が定年延長として勤務し、129名の方（年度末62歳～65歳）が暫定再任用又は定年前再任用短時間勤務として勤務し、活躍されています。本制度の概要を紹介します。仕組を知って人生設計にお役立てください。

<b>Point 1</b> <定年の法的根拠> 地方公務員法第28条を根拠に栃木県「職員の定年等に関する条例」で定年を定めています。	<b>Point 2</b> <定年の段階的引上げ> 定年は段階的に引き上げられ、昭和42年度生まれの方からは65歳が定年となります。	<b>Point 3</b> <役職定年制> 校長・教頭・主幹教諭は、管理監督職勤務上限年齢制により、60歳で降任します。
<b>Point 4</b> <定年前再任用短時間勤務制> 60歳で退職した職員を、短時間勤務で再任用できる制度です。（フルタイムへの復帰不可）	<b>Point 5</b> <暫定再任用制度> 定年の段階的な引上げ期間中、満65歳まで雇用できる制度です。（フルタイム及び短時間勤務）	<b>Point 6</b> <給与に関する措置> 給与水準は60歳時点の約7割となります。（短時間勤務者は勤務時間に応じて按分します。）
<b>Point 7</b> <情報提供・意思確認> 60歳に達する年度の前年度に、再任用に係る情報を提供し、本人の意思を確認します。	<b>Point 8</b> <退職手当> 60歳で退職した場合、定年であっても「定年退職」の支給率で算定します。	<b>Point 9</b> <職務内容> 職務内容は、勤務形態（フルタイム又は短時間勤務）により定められています。

## お知り合いや教え子等の中で 教諭免許状を所有している方を御紹介ください

令和7年9月現在、下都賀教育事務所管内では、約510名の臨時的任用教職員（常勤・非常勤）の方が御勤務されています。欠員代替や産休休暇・育児休業等の際の補充として御勤務いただく臨時的任用教職員の需要が、近年より一層増えています。しかし、登録者数が年々減少しており、年度途中の補充に大きな支障が生じています。先生方のお知り合いや教え子、御近所の方々の中に、教諭免許状を所有されている方がいらっしゃいましたら、是非御紹介ください🙏。

形態	職種	登録資格	給与（基本給）
常勤	教員	小学校または中学校の有効な教員免許状を所有または取得見込み	学校教育法第9条の欠格事項に該当しない方
	養護教員	養護教諭の有効な免許状を所有または取得見込み (看護師免許・保健師免許を所有の方は御相談ください)	
	学校栄養職員	栄養士免許証または管理栄養士登録証を所有または取得見込み	
非常勤	事務職員	特になし	地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方
	初任研後補充 免外解消	小学校または中学校の有効な教員免許状を所有または取得見込み	初任研後補充 時給 2,620円
	主幹代替		主幹代替 時給 1,950円
	学校支援		学校支援 時給 1,500円
傷休・育休 欠員・休職補充	傷休・育休補充 時給 2,620円 欠員・休職補充 時給 2,620円		

※勤務条件等はホームページ上の「常勤講師・非常勤講師の種類と勤務条件等」をご覧ください。

### 服務規律の遵守～安心・安全な毎日を過ごせるために～

各所属において不祥事根絶に向けた校内研修や校内点検等を実施され、服務規律の確保の徹底を確認いただいています。児童生徒一人一人が安心・安全に日常を過ごせるよう、教職員一人一人が健康で充実した毎日を過ごせるよう、服務規律を遵守していきましょう。下記は、特に大切にしたい事項を、思考ツール（マンダラ64）を活用してまとめた下都賀地区オリジナル資料からの一部抜粋です。全8分類64項目の中から、2分類16項目のみを掲載します。

### 定年の段階的引上げ

2年間かけて1歳ずつ段階的に引き上げられる

下都賀教育事務所

年度	R4末 (2022)	R5末 (2023)	R6末 (2024)	R7末 (2025)	R8末 (2026)	R9末 (2027)	R10末 (2028)	R11末 (2029)	R12末 (2030)	R13末 (2031)	R14末 (2032)
生年月日		定年なし		定年なし		定年なし		定年なし		定年なし	
昭和37年度 S37.4.2～ S38.4.1	60歳 定年退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
昭和38年度 S38.4.2～ S39.4.1	59歳 情報提供	60歳 役職定年	61歳 定年延長	62歳	63歳	64歳	65歳				
昭和39年度 S39.4.2～ S40.4.1	58歳 情報提供	59歳	60歳 役職定年	61歳 定年延長	62歳	63歳	64歳	65歳			
昭和40年度 S40.4.2～ S41.4.1	57歳	58歳	59歳 情報提供	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
昭和41年度 S41.4.2～ S42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳 情報提供	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
昭和42年度 S42.4.2～ S43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳 情報提供	59歳 役職定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

精神的・身体的な苦痛を与えたり、人格や尊厳を害して勤務環境を害したりすることは絶対に避けよう。	上司・部下の関係だけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な関係の中でも起こり得ることを自覚しよう。	親しき仲にも礼儀あり。同僚・児童生徒・保護者との「距離感をはき違えない」ようにしよう。
スマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影したり、児童生徒の画像を学校外に持ち出したりすることは絶対にやめよう。	<b>わいせつ行為 ハラスメント行為 児童生徒性暴力等の禁止</b>	校内の死角化や密室化を防ごう。児童生徒を指導する際に2人きりになることが危険であることを認識しよう。
メールやSNS等を不適切な形で使用することのないよう、情報モラル教育をすべき立場であることを自覚しよう。	児童生徒の相談を受けたり、個別指導を行ったときは、管理職や同僚に告げてから行おう。	児童生徒や保護者と個人的にメールやSNS等で私的なやりとりするなど不適切な関わりは絶対にやめよう。

### 【下都賀地区】 不祥事の根絶と信頼確保～不祥事ゼロに向けて～ （服務規律の遵守 思考ツール:マンダラ64）

児童生徒に交通法令の遵守を指導する立場であることを自覚しよう。	運転免許更新の不備による免許失効を防ぐために、更新時期の確認・把握を確実にしよう。	交通事故の加害者として起訴され、拘禁刑以上の刑罰に処せられると、教諭免許状は失効し、法令により失職となる。充分気をつけて運転しよう。
職場全体で、「交通三悪」（酒気帯び運転、無免許運転、速度超過）を根絶しようとする機運を高めよう。	<b>交通法規の遵守 交通事故の防止</b>	「少し寝て酔いを覚ませば」という安易な判断が、信頼を失墜し、大事故につながります。「寝てもアルコール分は促進しない」ことを正しく理解しよう。
万一、交通事故が発生した場合は、負傷者救護を最優先とし、落ち着いて適切な措置を講じよう。	出退勤時や出張時等はもちろん、週休日等においても速度超過をしないよう、時間にゆとりを持って行動しよう。	飲酒運転による人身事故は、危険運転致死傷罪が適用される場合があることや、免職等の懲戒処分になることを理解しよう。

